

[設例 1]

	[1] 同時配当		[2] 異時配当1 (甲の競売が先行)		[3] 異時配当2 (乙の競売が先行)	
	甲	乙	甲	乙	乙	甲
第1順位 の配当	B 2000万円	B 4000万円	B 2500万円	B 3500万円 C (Bに代位) 500万円	B 5000万円	B 1000万円 D (Bに代位) 800万円
第2順位 の配当	C 500万円	D 800万円	C 0万円	D 800万円	D 0万円	C 700万円
備 考	Cの残500万円は無担保債権	余り200万円はAに交付		余り200万円はAに交付		Cの残300万円は無担保債権

- 乙⇒甲順に異時配当になった[3]の場合、甲の競売において、DがBの抵当権を代位行使できるのは、その優先枠の残り1000万円分のうち被担保債権額の800万円にとどまる。Cは、B・Dに配当された残りの700万円よりも大きい1000万円の被担保債権を有するので、700万円の配当を受けられる。[1][2]の場合にAに交付される200万円が[3]の場合にCに配当されるのは、Cが甲の抵当権者だからである。

[設例 2]

	[1] 同時配当		[2] 異時配当1 (甲の競売が先行)		[3] 異時配当2 (乙の競売が先行)	
	甲	乙	甲	乙	乙	甲
第1順位 の配当	B 2500万円	B 3500万円	B 2500万円	B 3500万円 C 0万円	B 5000万円	B 1000万円 D (Eに物上代位) 800万円 E (Bに代位) 700万円
第2順位 の配当	C 0万円	D 800万円	C 0万円	D 800万円	D 0万円	C 0万円
備 考	Cの債権は全額無担保債権	余り700万円はEに交付		余り700万円はEに交付		Cの債権は全額無担保債権

- 乙⇒甲順に異時配当になった[3]の場合、乙の所有権を失ったEは、Aに5000万円の求償権を取得し(372条・351条)、甲上のBの抵当権を代位行使できるが(499条)、甲の売却金2500万円からBの残債権1000万円を除いた1500万円が上限となる(残額3500万円は無担保の求償権)。
- 乙の競売により、Dは、配当を受けることなく乙上の第2順位の抵当権を失う。しかし、甲についてEの取得する上記1500万円の代位による配当額から、物上代位の法理により、800万円を回収できる。Eは残額700万円の配当を受ける。Cは無配当。